

公 告

昭和41年11月9日に実施した危険物取扱主任者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和41年11月25日

鳥取県知事

稲田 博治	井上 久雄	三沢 敏太	中田千代雄
荻野昌之祐	河本 光輝	井沢 宗利	川上 敏郎
植田 力三	山澤 勇二	川上 晃子	岸本 裕
安田 信忠	森灘 一雄	中田 繁義	副井 副井
中山 政一	山本 裕明	安藤 忠次	松本 春信
間瀬 喜夫	湯浅 敏雄	安田 穆司	沢真 一郎
兜金喜美枝	大塚 前雄	山田 勝	滝山 久治
川口 興	住田 和之	馬越 慎吾	三好 三好
田中 利明	木下 八郎	河本 浩	佐々木 優
坂本 藤一	石原 浩	村田 和弥	足羽 延年
尾崎 慎雄	川谷 金敏	谷野 一輔	浜田 崇
長谷川幹愛	吉田 甲	竹本 因孝	木下 英男
中山 恭三	徳安 吉一	岡本 幸昌	二宮 秀幸
諸藤 淳	倉光 政寿	岡本 幸昌	山田 実
村井 潔	米澤 邦介	田中 誠司	山田 貴義
山崎 健彦	岡本 敏	内海 武夫	大森 広一
井勝 繁	森田 一義	本門 寿一	持田 進
矢倉 真	越川 政典	松本 洋紀	



鳥取県公報

告示

健康保険法による保健医療機関の指定
 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
 生活保護法による医療機関の指定
 生活保護法施行規則による診療所を廃止した旨の届出
 種畜証明書の交付
 土地改良区の役員の退任等

農業改良普及員資格試験等の合格者

毎週火曜日及び
 金曜日発行
 (その日は、休日に当たるときは、その日の前日発行)

告示

鳥取県告示第六百四十六号
 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三ノ三第一項の規定により、次のように保健医療機関を指定したので、保健医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十一年十一月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科	開設者氏名	指定年月日	採用点数表
樋口歯科医院	東伯郡羽合町田後字長砂	歯科	田中 一民	昭和四十一年十一月十二日	歯科点数表
森 医院	岩美郡国府町大字糸谷二の五	内科、小児科	森 納	十四日	乙表点数表
エフワン診療所	鳥取市吉成二三五	内科、外科	株式会社エフワン鳥取工場	二十二日	
田中 医院	米子市錦町一の七六	内科、産婦人科	田中喜美恵	二十一日	
皆生 産院	持生二五一の二	産婦人科、外科、内科	森田 隆朝	十四日	
平林歯科医院	柁町二丁目	歯科	平林 克之	十五日	歯科点数表

種別	番号	名前	前名	種類	生年月日	産地	父	母	検査成績	飼養者住所名氏
昭四一鳥取地 第一号	高田	前田	肉用牛	昭和四〇	九、二〇	気高郡鹿野町	気高	きしうめ	三級	八頭郡那賀町 安藤 巖
第二号	第二倉新	前田	"	"	六、一四	鳥取市馬場	第五〇安保	よし	"	若根町 澤村 嘉一
第三号	第二気高	増山	"	"	二、七	気高郡気高町	気高	たにぐち六	"	国安 鳥取興産畜場
第四号	増山	増西	"	"	七、二六	倉吉市福本	豊一	はつめ	"	倉吉市麻城 山口 収
第五号	浜崎	増西	"	"	二、五	河内	入昌	ますおはつゆき	"	東伯郡北条町 西村 昌晴
第六号	入栄	浜崎	"	"	四、二二	東伯郡三朝町	花浜	のだ	"	"
第七号	徳東	入栄	"	"	六、二五	倉吉市長谷	入昌	さかえ	"	東郷町 山根 浩
第八号	郷久	郷久	"	"	四、二〇	別所	花徳	ふくい	"	飛村 常雄
第九号	秋峰	秋峰	"	"	七、三二	東伯郡大栄町	花郷	たみ一	"	東伯町 上口 武久
第一〇号	見春	見春	"	"	八、一	西伯郡金見町	第六吉花	よしあき	"	米子市磯助 前田 巖
第一一号	秀山	秀山	"	"	六、一〇	米子市榎原	"	みはる	"	西伯郡大山町 船原 典
第一二号	栄吉	栄吉	"	"	五、一	"	第十二栄光	めぐみ二	"	"
第一三号	栄勝	栄勝	"	"	三	西伯郡岸本町	"	おほひがし	"	名和町 森田 広正

鳥取県告示第六百四十七号
 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により次のとおり告示する。
 昭和四十一年十一月二十九日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称 所在地 申出の受理の年月日
 樋口南科医院 東伯郡羽合町田後字長砂 昭和四十一年十一月十二日
 指定年月日 名称 所在地 診療科名 開設者名
 昭和四十一年十月十日 滝川医院 境港市日出町九十六番地 内科、小児科 滝川 一尚
 " 一日 松本歯科医院 倉吉市東町四二五番地 歯科 松本 頼之
 " 二十日 森本歯科医院 明治町一〇三二番地 " 森本 郁雄

鳥取県告示第六百四十九号
 生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同規則同条第二項の規定により次のとおり告示する。
 昭和四十一年十一月二十九日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六百五十号
 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。
 昭和四十一年十一月二十九日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

森 医院 岩美郡国府町大字米谷二五 十四日
 鳥取県告示第六百四十八号
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条の規定により告示する。
 昭和四十一年十一月二十九日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

北谷土地改良区
 退任した役員の名及び住所
 理事 福井 勝茂 倉吉市福富
 藤井真太郎 中野
 高岡 謙夫 福富
 井口 繁賀 三三
 政次 弘武 中野
 金居 正清 杉野

昭和四十一年四月二十二日選挙の結果当選し四月二十二日就任 任期二年

定款改正に伴う総幹事のため
 就任した役員の名及び住所
 理事 福井 勝茂 倉吉市福富一九番地の六
 藤井真太郎 中野一七四
 高岡 謙夫 福富三三三
 政次 弘武 中野二〇九
 榎 忠 杉野二〇六
 金居 正清 沢谷一三〇
 野島 宋則 沢谷一六七
 野島 虎雄 福本一〇七
 松島 隆義 志津二三一
 尾崎 正勝

鳥取県告示第六百五十一号
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区からそれぞれ役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。
 昭和四十一年十一月二十九日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

上北条土地改良区
 退任した役員の名及び住所
 理事 磯江 義博 倉吉市新田
 山本 春信 小田
 飯本 定好
 西谷 重幸 古川沢
 木天 富治 下古川
 西谷 秀男 古川沢
 河本 三男 下古川
 徳田 文之 井手畑
 足羽 幸人 新田
 伊東 義男

任期満了により退任
 就任した役員の名及び住所
 理事 磯江 義博 倉吉市新田九七番地
 山本 春信 小田一三一
 飯本 定好 一八五の九
 西谷 重幸 古川沢一九三
 西谷 勇雄 一八六
 木天 富治 下古川二二四
 河本 三男 一六八の一
 徳田 文之 井手畑一七

第一七号	新 豊	"	"	八、三一	米子市下新田	第六吉花	さきたけ	"	大山町	野口宗一郎
第一八号	栄	"	"	二、一三	日野郡溝口町	第三十三東豊	さかえ	"	日野郡溝口町	白根 慶治
第一九号	伊田第二	"	三、一〇	"	日南町	清 光	第二さきじより	"	"	宮崎 政市

監事 佐々木博宗 “ 中野一七 ”
 “ 野島 重寿 ” “ 福富一七三 ”
 前任役員の詳細職により昭和四十一年三月三十一日の総会において選挙の結果当選し四月七日就任 任期四年

鳥取県告示第六百五十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区からそれぞれ役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。
 昭和四十一年十一月十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

新開土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 山崎 啓 東伯郡北条町大字江北
 “ 米本 英雄 ” “ ”
 “ 磯江 美彰 ” “ ”
 “ 岡山 茂 ” “ ”
 “ 井田 一成 ” “ ”
 任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

理事 山崎 啓 東伯郡北条町大字江北一、二八番地
 “ 米本 英雄 ” “ 二、四五二 ”
 “ 井田 一成 ” “ 二、四六二 ”
 “ 磯江 美彰 ” “ 一、二五二 ”

“ 門脇 金成 ” “ 一、九九七 ”

昭和四十一年三月三十一日総選挙の結果当選し四月一日就任 任期二年
 北条川土地改良区

退任した役員の名及び住所

監事 谷本 正和 東伯郡北条町大字曲
 任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

監事 谷本 正和 東伯郡北条町大字曲三一六番地
 昭和四十一年七月十一日執行の総代会において総選挙の結果当選し七月十九日就任 任期二年

公 告

昭和41年10月27日から29日までの3日間実施した鳥取県農業改良普及員資格試験及び鳥取県生活改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

昭和41年11月29日 鳥取県知事 石 破 二 朗

1 鳥取県農業改良普及員資格試験(昭和27年12月鳥取県条例第59号。以下「条例」という。)第3条第1項第1号に掲げる事項について
 の農業改良普及員資格試験の合格者
 福井 英紀 林 雄一郎 田中 千秋 有田 雅彦
 谷口 大和子 山田 久夫 福井 尚文 西根 雄司
 吉田 浩之 小谷登紀雄 花房 七郎 山田 勲男

- 江見 真典 吉田 豊 渡辺 武紀 清水 武雄
 酒井 洋出
 2 条例第3条第1項第2号に掲げる事項についての農業改良普及員資格試験の合格者
 筒井 算年
 3 条例第3条第1項第1号に掲げる事項についての生活改良普及員資格試験の合格者
 三木 滋子 山根 和子
 4 条例第3条第1項第2号に掲げる事項についての生活改良普及員資格試験の合格者
 郡田由紀子 神田 律子 林原 和子 齊藤 精良
 富田 京子